

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

天理市教育委員会

教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第6号

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立図書館条例施行規則（昭和54年7月天理市教育委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 図書館資料等の貸出冊数は、次のとおりとする。

(1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者及び
大和まほろば広域定住自立圏内の市町村に住所を有する者 1回につき

10冊以内

(2) 奈良県内に住所を有する者（前号に規定する者を除く。） 1回に

つき5冊以内

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。